

茨城県統計協会会則

昭和 31. 4. 1 制 定
昭和 37. 4. 1 一部改正
昭和 38. 4. 1 一部改正
昭和 39. 4. 1 一部改正
昭和 46. 4. 1 一部改正
昭和 53. 4. 1 一部改正
昭和 56. 4. 1 一部改正
平成 14. 5. 10 一部改正
平成 17. 5. 12 改 正
平成 18. 5. 12 一部改正
平成 20. 5. 22 一部改正
平成 30. 5. 16 一部改正
令和 2. 5. 20 一部改正

(名 称)

第 1 条 本会は、茨城県統計協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務局を茨城県政策企画部統計課内に置く。

(会 員)

第 3 条 本会は、茨城県及び県内市町村（「正会員」という。）並びに本会の目的に賛同する者（「特別会員」という。）をもって組織する。

2 特別会員については、別に定める。

(目 的)

第 4 条 本会は、統計の知識及び技術の向上と会員相互の連絡調整を図り、もって統計事業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 統計に関する知識及び技術の普及啓発
- (2) 統計に関する研修会及び講演会の開催
- (3) 統計団体の育成指導
- (4) 統計教育の振興
- (5) 統計図書の刊行
- (6) 統計に関する図書の斡旋
- (7) 統計調査功労者の表彰
- (8) その他必要と認める事業

(役職員)

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 総 裁 1 名
- (2) 副 総 裁 1 名
- (3) 会 長 1 名
- (4) 副 会 長 2 名
- (5) 理 事 10 名

(6) 監 事 2名

2 本会の事務を処理するため、事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 幹 事 若干名
- (3) 書 記 若干名

(役職員の選任)

第7条 総裁には知事を，副総裁には副知事を，会長には県政策企画部長を，副会長には県政策企画部次長及び統計課長をもって，それぞれ充てる。

- 2 理事は，各市町村の統計主管課長のうちから，総会において選出する。
- 3 監事は，各市町村の統計主管課長のうちから，総会において選出する。
- 4 事務局長は，県統計課長をもって充てる。
- 5 幹事及び書記は，統計課の職員のうちから，会長が任命する。

(役員任期)

第8条 理事及び監事の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事及び監事の任期は，前任者の残任期間とする。

(顧問及び名誉会員)

第9条 本会に，顧問及び名誉会員を置くことができる。

- 2 顧問及び名誉会員は，総会の推薦により，会長がこれを委嘱する。

(役職員の職務)

第10条 会長は，会務を総理し，総会及び理事会を招集して，その議長となる。

- 2 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，これを代理する。
- 3 理事は，理事会に出席して本会の業務執行に関する審議を行う。
- 4 監事は，本会の会計を監査して，その結果を通常総会において報告する。
- 5 事務局長は，会長の命を受け，会務の執行に当たる。
- 6 幹事及び書記は，事務局長の命を受け，会務に従事する。

(会 議)

第11条 本会の会議は，総会及び理事会とする。

- 2 総会は，正会員をもって構成し，毎年1回招集する。ただし，必要ある場合は，臨時に招集することができる。
- 3 理事会は，理事をもって構成し，会長が必要であると認めるとき招集する。
- 4 会長は，必要があると認めるときは，書面又は電磁的な方法をもって正会員又は理事の意見を徴して，総会及び理事会の議決に代えることができる。

(総会の権限)

第12条 総会においては，次のことを議決又は承認する。

- (1) 事業計画，一般会計及び特別会計の収支予算並びに会費徴収方法
- (2) 事業報告並びに一般会計及び特別会計の決算
- (3) 理事及び監事の選出
- (4) 会則の改正
- (5) その他重要と認めたこと

(理事会の権限)

第13条 理事会においては，次のことを議決する。

- (1) 会務の執行に関すること
- (2) 総会に提案する議事
- (3) 総会から委任された事項
- (4) 一般会計及び特別会計の収支予算の補正に関すること
- (5) その他会長が必要と認めたこと

(会議の定足数及び表決)

第14条 総会及び理事会は、正会員又は理事の定数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない事由のため総会及び理事会に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された当該総会又は理事会の議事について書面若しくは電磁的な方法をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決又は表決を委任した正会員又は理事は、第1項及び第2項の適用については、総会及び理事会に出席したものとみなす。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、負担金、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

(会費の徴収)

第16条 正会員の会費の負担額は、均等割及び人口割とし、その額は別に定める。

2 前項の負担金は、毎年6月末までに納付するものとする。

3 特別会員の会費の額は、別に定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第18条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

付則

この会則は、令和2年5月20日から施行する。